

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県卸売市場審議会条例

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十一条第一項の規定に基づき、鳥取県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二卷 審議會は、委員二二人以内三組十人。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 興譜全譜員

三 県の職員

卷八

第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例を廃止する条例

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県地方卸売市場審議会条例
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に關する特別措置
に關する条例

目次

条例

鳥取県卸売市場審議会条例をここに公布する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県条例第四十八号

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

できない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(難則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地方卸売市場条例をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

(目的)

鳥取県地方卸売市場条例

第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場における業務に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（市場の開設の許可の申請）

第二条 法第五十五条の許可を受けようとする者は、開設しようとする市場の名称及び位置その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第五十六条第一項に規定する業務規程及び事業計画のほか、規則で定める書類を添附しなければならない。

(市場)

第三条 法第五十五条及び法第五十八条第一項の市場は、卸売場、生鮮食料品等の保管所及び積込所、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を當むために相互に緊密な関連をもつて運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体とする。

(業務規程及び事業計画の記載事項)

第四条 法第五十六条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市場の位置及び面積
- 二 取扱品目
- 三 開場の期日及び時間
- 四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
- 五 卸売の業務を行なう者に関する事項
- 六 卸売の業務を行なう者以外の関係事業者に関する事項
- 七 施設の使用料
- 八 その他市場の業務に關し必要な事項

2 法第五十六条第三項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設の種類、規模、配置及び構造
- 二 取扱品目ごとの供給対象人口並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- 四 施設を新設するときは、その着工及び竣工の予定期日

(卸売業務の許可の申請)

鳥取県公報

第五条 法第五十八条第一項の許可を受けようとする者は、卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置、取扱品目の部類その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書その他の規則で定める書類を添附しなければならない。

(取扱品目の部類)

第六条 法第五十八条第一項の取扱品目の部類は、次に掲げる部類とする。

一 青果部 野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者（法第五十五条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）

が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

三 食肉部 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(許可証)

第七条 知事は、法第五十五条又は法第五十八条第一項の許可をしたときは、開設者又は卸売業者（法第五十八条第一項の許可を受けた者をいふ。以下同じ。）に対し、許可証を交付するものとする。

2 開設者又は卸売業者（以下「開設者等」という。）は、許可証を市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第八条 開設者等が営業（地方卸売市場の開設に係るもの又は地方卸売市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受け人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受け人は、開設者等の地位を承継する。

2 開設者等たる法人の合併の場合（開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（次項において「合併法人」という。）は、開設者等の地位を承継する。

3 前二項の認可を受けようとする者は、譲受け人又は合併法人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置その他の規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添附して知事に提出しなければならない。

4 法第五十七条又は法第五十九条の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

(相続)

第九条 開設者等が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該地方卸売市場の開設又は当該地方卸売市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた当該業務を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、その者が引き続き開設又は卸売の業務を営もうとする市場の名称及び位置その他の規則で定める事項を記

載した申請書に、規則で定める書類を添附して、被相続人の死亡後六〇日以内に知事に提出しなければならない。

3 相続人が第一項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に對してした法第五十五条又は法第五十八条第一項の許可は、その相続人に対してものみなす。

4 法第五十七条又は法第五十九条の規定は、第一項の認可について準用する。

5 第一項の認可を受けた者は、開設者等の地位を承継する。

(市場の廃止の許可の申請)

第十一条 法第六十条の許可を受けようとする者は、廃止しようとする市場の名称及び位置、廃止の理由その他の規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(せり売又は入札の原則の特例)

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により開設者が業務規程をもつてせり売又は入札の方法によらないことを定めることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安全している生鮮食料品等で規則で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で規則で定めるものの卸売をするとき。

二 災害その他規則で定める特別の事情がある場合に卸売をするとき。(せり人)

第十三条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、規則

で定める者に該当せず、かつ、せりを行なうのに必要な経験及び能力を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、せり人を指定したときは、その者の氏名及び住所その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(入荷数量等の公表)

第十四条 法第六十三条の公表は、その日の主要な品目について、入荷数量にあつてはその日の卸売の開始時までに、卸売業者の卸売の数量及び価格にあつてはその日の卸売の終了後すみやかに行なわなければならぬ。

い。

(業務規程の変更の承認の申請)

第十五条 開設者等は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(業務の開始等の届出)

一 法第五十五条又は法第五十八条第一項の許可に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 法第五十八条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止したとき。

三 その他規則で定める事項に変更があつたとき。

(事業報告書の提出)

第十六条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(開設者の経由)

第十七条 第八条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項又は第十五条の規定により知事に對してする認可の申請又は届出は、当該地方卸売市場の開設者を経由してしなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(鳥取県魚市場条例の廃止)

2 鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第四十二条並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に關する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条及び第十一条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部をいう。

2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、実習助手及び寮母をいう。

(教職調整額の支給等)

第三条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に關する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）別表第三のイ教育職給料表〔又は口教育職給料表〕の適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。）のうちその属する職務の等級がこれらの給料表の二等級又は三等級である者には、その者の給料月額の百分の四

に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

鳥取県条例第五十号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年十二月二十四日

3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第六条において同じ。）については、給与条例第十三条及び第十四条第二項の規定は、適用しない。

（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）

第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

一 紹与条例（第九条の二、第十二条の二から第十二条の六まで、第十二条の八、第十二条の九、第十二条の二、第十六条の四及び第十六条の五の規定に限る。）

二 職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一条）

（教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例）

第五条 義務教育諸学校等の教育職員のうちその属する職務の等級が給与条例別表第三のイ教育職給料表（一又はロ教育職給料表）の第一等級である者に対するこれらの給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加えた額とする。

2 前項の人事委員会規則で定める額は、その属する職務の等級が同項に規定する給料表の二等級である者がこれらの給料表の第一等級である者となつた場合に受ける給料月額がそのなつた前に受けていた給料月額（教職調整額を含む。）を下ることがないようにするため、これらの給料表の一等級の給料月額とこれに対応する二等級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額との差額を基準として定めるものとする。

（正規の勤務時間を考える勤務等）

第六条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）第二条及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）第二条に規定する勤務時間をいう。この項において同じ。）の割振りを行ない、原則として時間外勤務（正規の勤務時間をこえる勤務をいい、休日（給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。

2 義務教育諸学校等の教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるとき限るものとする。

- 1 生徒の実習に関する業務
- 2 学校行事に関する業務
- 3 教職員会議に関する業務
- 4 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

3 義務教育諸学校等の教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一

部を次のように改正する。

第十三条中「(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例)(昭和三十一年鳥取県条例第四十号)第五条の規定により代休を与えるられる職員を除く。」を削り、第十四条第二項中「(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第五条の規定により代休を与えるられる職員を除く。)」を削る。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

四十六年	面影第一	鳥取市大
------	------	------

柱 八 を

四十六年	面影第一	鳥取市大
四十六年	面影第二	鳥取市大
四十六年	上栗島第七	米子市彦名

境港 境港市上道

福守第四	倉吉市福守	九
泊港	東伯郡泊村大字泊	一二
宝木	氣高郡氣高町大字下光元	一〇
庄内	西伯郡名和町大字高田	一〇

に改める。

福守第四	倉吉市福守	九
四十六年	四十六年	四十六年
四十六年	四十六年	四十六年
四十六年	四十六年	四十六年

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二種県営住宅の表のひばりが丘第二団地に関する部分は、公布の日から施行する。

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

に改め、同表の第一種県営住宅の表中

二十八

八

鳥取県条例第五十二号

鳥取県警察官顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察官顕彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「警察官」を「警察職員」に改める。

官」を「規定する職員」に、「以下「警察官」という」を「以下「警察職員」という」こと改める。

第二条から第四条まで中「警察官」を「警察職員」に改める。

別表

結 果 の 区 分					顯彰金の額
第 六 級	第 五 級	第 四 級	第 三 級	第 一 級	死亡したとき。
一、五〇〇、〇〇〇円	一、七〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円

不具廢疾となつたとき。

不良廃疾となつたとき。	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級
疾病にかかり又は負傷したとき。	一、三〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
療養を要する期間が六月以上	第一級	第一級	第一級	第一級	第一級	第一級	第一級
療養を要する期間が三月以上六月末満	四級	三級	二級	二級	一級	一級	一級
療養を要する期間が一月以上三月未満	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が	一月以上三月未満が
療養を要する期間が一月以上三月未満が	五〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円

備考

1 この表中第一級から第十四級までの等級は、それぞれ地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）別表に掲げる等級をいい、その等級及び金額の決定については、同法第二十九条第二項から第五項までの規定の例による。

9 昭和46年12月24日 金曜日

鳥取県公報

2 扶養親族（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第八条第二項に規定する扶養親族の例による。以下同じ。）が二人以上ある場合は、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、死亡したときは七万円、不具廃疾となつたときは六万円を加算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和四十六年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県条例第五十三号

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例を廃止する条例

宅地建物取引主任者資格試験受験手数料条例（昭和四十年三月鳥取県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。